

仕 様 書

台帳No.  
道路河川建設課

業務名	令和8年度 後田川水系水路網図作成業務
-----	---------------------

下 関 市

# 仕 様 書

道路河川建設課

	課 長	主 幹	係 長	主 任	係 員	検 算	設 計 者

年 度	令 和 8 年 度	場 所	下 関 市 後 田 町 四 丁 目 ほ か
-----	-----------	-----	-----------------------

業 務 名	令 和 8 年 度 後 田 川 水 系 水 路 網 図 作 成 業 務
-------	-------------------------------------

業 務 概 要	
	業 務 範 囲     A = 18.26 ha
	測 量 調 査 業 務     一 式

履 行 期 間	年      月      日 から 令 和 9 年 1 月 29 日 まで							
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

設 計 金 額 <small>(元設計金額)</small>	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

変 更 設 計 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

精 算 見 込 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

# 設計書（金抜き）

施工年度 令和 8 年度

路線・河川名

工事（業務）名 令和 8 年度 後田川水系水路網図作成業務

工事（業務）場所 下関市 後田町四丁目ほか

箇所コード

発注者が求める仕様について

設計書（金抜き）に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他（注意事項）

- (1) 入札時の見積りについて  
入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書（金抜き）によること。
- (2) 仮設、施工方法等  
仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。  
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (3) 建設機械の指定について  
設計書（金抜き）に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。  
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (4) 積算条件について  
設計書（金抜き）に記載されている現場固有の条件（施工条件（施工規模や土質等）、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等）については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。  
従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。  
なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。  
(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット
- (5) 週休2日の補正について  
週休 2 日工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補正区分とこれに対応した補正率を記載している。  
ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。

# 総括情報表

事務所 適用単価地区 適用基準日	60 下関市 14 下関市（旧市内） 00-08.05.01(0)	
発注区分 成果品作成区分(測量) 施工管理費区分(地質調査) 成果品作成区分(設計) 電子計算機使用料自動計上	41 一般(土木) 01 率分額計上 00 計上なし 00 計上なし 00 自動計上する	<p>【代価表の諸雑費】</p> #09 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 ( #01 ~ #08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。 )

# \* 測量業務委託費 \*

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
測量業務委託費									X1000	
1-水路網図作成業務									Y0901	
現地踏査 DID地区				式					VV00001	00
	18.26			ha						単第0 -0001 表
資料収集 DID地区									VV00002	00
	18.26			ha						単第0 -0002 表
水路網調査 DID地区									VV00003	00
	18.26			ha						単第0 -0003 表
水準点設置測量 DID地区									VV00004	00
	18.26			ha						単第0 -0004 表
水路標高測量 DID地区									VV00005	00
	18.26			ha						単第0 -0005 表
水路断面検測 DID地区									VV00006	00
	18.26			ha						単第0 -0006 表
現況流量計算 DID地区									VV00007	00
	18.26			ha						単第0 -0007 表

# \* 測量業務委託費 \*

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
現況水路支障箇所作成 DID地区	18.26	ha			VV00008 00 単第0 -0008 表
水路改修計画 DID地区	18.26	ha			VV00009 00 単第0 -0009 表
図面作成 DID地区	18.26	ha			VV00010 00 単第0 -0010 表
報告書作成 DID地区	18.26	ha			VV00011 00 単第0 -0011 表
1-打合せ					Y0905
打合せ		式			SC010100010 00
	1	業務			単第0 -0012 表
直接測量費（直接経費・成果検定費を除く）					
** 旅費交通費 **					Z0001
旅費交通費（測量）					S7Z0101X1 00
	1	式			単第0 -0013 表

# \* 測量業務委託費 \*

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 電子成果品作成費 **						Z0004
** 直接経費 **						
** 直接測量費 **						
** 諸経費 **						
** 測量業務価格 **						
** 消費税相当額 **						
** 業務費計 **						



# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	0.6	人			R0930
測量技師補 外業	1.2	人			R0940
測量助手 外業	1.2	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	1.2	人			R0930
測量技師補 外業	4.8	人			R0940
測量助手 外業	9.6	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師 外業	1.2	人			R0920
測量技師 外業	3.6	人			R0930
測量技師補 外業	3.6	人			R0940
測量助手 外業	3.6	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

水路標高測量  
DID地区

VV00005

# 施工代価表

単第0 -0005 表

頁0-0010

30 ha 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	1.8	人			R0930
測量技師補 外業	4.8	人			R0940
測量助手 外業	4.8	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	3	人			R0930
測量技師補 外業	6	人			R0940
測量助手 外業	6	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	1.2	人			R0930
測量技師補 外業	2.4	人			R0940
測量助手 外業	2.4	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			



# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師 外業	3.12	人			R0920
測量技師 外業	12.6	人			R0930
測量技師補 外業	27.36	人			R0940
測量助手 外業	27.36	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

# 施工代価表

単第0 -0010 表

VV00010

図面作成  
DID地区

30 ha 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	1.2	人			R0930
測量技師補 外業	7.2	人			R0940
測量助手 外業	15.6	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

# 施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 外業	1.8	人			R0930
測量技師補 外業	3.6	人			R0940
測量助手 外業	3.6	人			R0950
*** 合計 ***	30	ha			
*** 単位当たり ***	1	ha			

打合せ

SC010100010

# 施工代価表

単第0 -0012 表

頁0-0017

1 業務 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師 内業		人			R0710
測量技師 内業		人			R0720
測量技師補 内業		人			R0730
*** 単位当たり ***	1	業務			
A=1 中間打合せ回数					



# 特記仕様書

業務名：令和8年度 後田川水系水路網図作成業務

実施箇所：下関市 後田町四丁目ほか

業務内容：業務範囲 A=18.26ha 測量調査業務 1式

## 1. 総則

### 1) 一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様書(令和元年10月(令和7年10月一部改訂))及び監督員の指示によるものとする。
- (2) 優先順位は、監督員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。
- (3) 受託者は、次の事項に留意の上業務を行うこと。
  - (ア) 関係法規法令を厳守すること。
  - (イ) 業務に伴い、知り得た秘密について他に漏らさないこと。
  - (ウ) 定められた期間内に業務を完了するよう作業の円滑化に努めること。
- (4) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場の解釈及び委託業務の細目については、委託者と協議の上指示を受けなければならない。
- (5) 管理技術者及び照査技術者
  - (ア) 受託者は、管理技術者及び照査技術者を定め委託者に届けるものとする。
  - (イ) 照査技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験技術を有する技術者でなければならない。

### 2) 履行

- (1) 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 協議等は協議簿で行うこと。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに報告し完了検査を受けること。
- (4) 成果品に不良箇所が発見された場合、速やかに訂正・補足しそのほか必要な措置を講じなければならない。

## 2. 業務内容

### 1) 計画準備

業務の目的、内容を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、業務が遅滞なく推進するように業務の手順及び遂行に必要な計画を立て、業務計画書を作成すること。  
過去の水路網調査を基に更新を行うこと。

### 2) 現地踏査

業務の遂行に際し、対象地区の地形・地質・潮位等の自然状況、現場状況及び浸水状況を十分に把握し整理するものとする。現地状況の整理に際しては、現地写真とその位置

図を有効に利用すること。

3) 資料収集

既存の水路網図調査資料・河口の潮位資料・地下埋設調査資料・開発計画資料等業務上必要な資料の収集を行うこと。

4) 水路網調査

業務範囲内の水路について、下流方向などを調査し、各排水系統の流域を設定すること。

5) 水準点設置測量

業務範囲内において水準点設置測量を行うこと。設置した水準点は写真などで確認できるようにすること。

6) 水路標高測量

業務範囲内において、水路底・道路高・低地等の標高の測量を行うこと。

7) 水路断面検測

業務範囲内の側溝・暗渠水路・河川等について、現況断面を調査すること。

8) 現況流量計算

現地調査や水準測量の結果をもとに、流量計算を作成すること。流量計算における降雨強度式や流出係数等の条件については、監督職員と協議の上設定すること。

9) 現況水路支障箇所作成

現況流量計算の結果等から流下能力不足の水路を判定し、支障箇所の写真等を整理すること。

10) 水路改修計画

調査結果等をもとに改修の必要な箇所について、水路計画を作成し、それぞれの改修方針・改修断面・計画流量計算書を整理すること。

11) 図面作成

下記に示す項目について、図面（1：1500程度）を作成すること。

- (1) 水路網調査位置図
- (2) 現況水路網図
- (3) 現況水路標高図
- (4) 現況道路標高図
- (5) 水準点網図
- (6) 現況流域図
- (7) 計画流域図
- (8) 現況水路支障箇所図
- (9) 水路改修計画図
- (10) 改修計画縦断図
- (11) 地下埋設物調査図

12) 報告書作成

本業務の目的・内容を踏まえ、業務の各段階に作成された成果を基に、既検討報告書の

成果も取り入れて、業務の過程、結論について分りやすく整理した報告書を作成すること。（資料元の明記（項などの記載）や写しの添付等）なお、検討の過程において発生した資料や収集資料のなかで重要度の高いものについては、「資料編」として整理しておくこと。

### 3. 成果品

- 1) 報告書製本版 2部（A4版金文字入り1部、A4版2穴閉1部）
- 2) 報告書はA4サイズを標準とする。
- 3) 各原図（A1及び縮尺原図A3）1式
- 4) CADデータ1式（ファイル形式については、監督職員と協議をすること。）
- 5) 他の関連業務において利用するため、現況水路網調査結果について9月30日までに部分引渡しを行うこと。詳細については受注後、協議を行い決定する。

### 4. その他共通事項

- 1) 図面作成前には、監督職員と協議し指示を得ること。
- 2) 本委託業務を円滑に実施するため、各関係者及び管理者（周辺地主等）と十分協議を行うこと。
- 3) 報告書は各業務を統一して1冊にまとめること。
- 4) 許可なく本業務に関しての成果及び資料等を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。
- 5) 本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受託者の責任においてこれを賠償すること。

以上

## 別紙

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行

うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 別紙

### 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

#### (総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

#### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと

き。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

**（関係機関への照会等）**

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

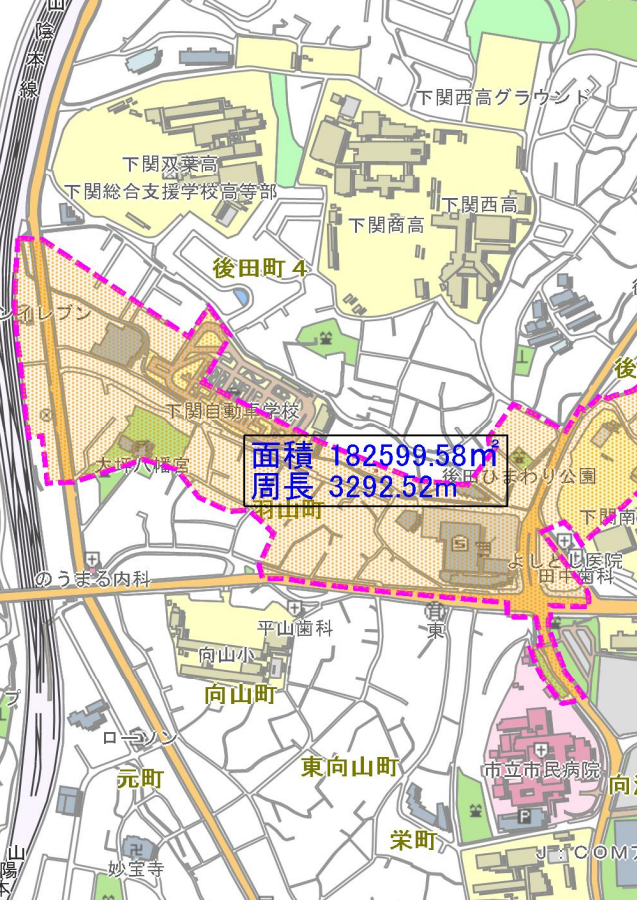
- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

**（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）**

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

# 位置図



縮尺 1 : 10000

